平成２５年（フ）第１８４２号
福岡市西区周船寺１丁目14番17―105号
債務者　倉光　　潔
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８４４号
福岡市南区長丘２丁目24番３号
債務者　濱武　　瞳（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８５５号
福岡市中央区薬院２丁目４番15―703号
債務者　西原　　諒
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８６１号
福岡市中央区福浜１丁目１番14―205号
債務者　森川美恵子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８７２号
福岡県福津市花見が丘１丁目12番３号レオパレス花見が丘Ｋ・Ｔ201
債務者　長田　隆二
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８７３号
福岡県福津市東福間４丁目10番46号
債務者　長田由紀子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８８０号
福岡市城南区樋井川６丁目12番６号
債務者　秋永　和子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９１４号
福岡県宗像市東郷６丁目２番25号イギスアパート５号
債務者　原　　則幸
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９５４号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵30番地15
債務者　福井ユキ子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６５２号
北九州市門司区光町１丁目２番７―205号
債務者　松平　亮二
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７４８号
北九州市小倉北区黄金１丁目８番５―201号
債務者　御厨　勝博
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４７２号
大分市末広町２丁目１番13号　カサギアパート403
債務者　後藤　文子
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３０５号
宮崎市大坪西２丁目16番　県営住宅３棟14号
債務者　田原　洋子
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３２６号
宮崎市永楽町86番地　コーポえびねⅡ―101号
債務者　足立　裕文
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３３０号
宮崎市清武町木原412番地　ヴィエント木原Ａ棟310号、前住所宮崎市城ケ崎３丁目３番地１　ルミナス荘苑705号
債務者　長友　福富
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１４９号
福島県郡山市久留米６丁目77番地　萩根沢アパート２号、前住所福島県須賀川市柱田字屏風岩12番地
債務者　佐藤　健次
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第２０９号
兵庫県明石市魚住町住吉３丁目717番地の８
債務者　中根　幹央
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２３０号
兵庫県明石市大久保町西島114番地　ベガハイムⅡ104号、前住所兵庫県明石市大久保町西島497番地の13
債務者　荒木　　洋
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係